



2024年3月

お客様各位

ピオメリュー・ジャパン株式会社

安衛法政省令改正(令和6年4月施行)に伴う SDS 及び危険有害性情報ラベルのお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥の事とお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社製品に含まれる化学物質に対し、厚生労働省より公布された労働安全衛生法(安衛法)政省令改正に伴い、通知義務(SDSによる情報提供)及び表示義務(製品への表示)を実施します。なお令和6年4月(2024年4月)施行の化学物質から対応を始めます。

本件に関する詳細や適用開始時期は、下記をご確認ください。

今後とも、弊社製品をより一層ご愛顧賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 通知義務/SDSによる情報提供

施行日/令和6年4月1日までに、弊社ウェブサイト(<https://www.biomerieux.co.jp/>)で公開予定です。

今回の変更点は安衛法政省令改正に従うものであって、組成、製品性能、保管温度、製造プロセス、品質管理プロセス、使用方法等に変更はございません。

変更項目の箇所	項目名	変更前	変更後
1. 化学品及び会社情報	使用上の制限	(記載なし)	(法改正に従い)新設・追記
8. ばく露防止及び保護措置	厚生労働大臣が定める濃度の基準	(記載なし)	(法改正に従い)新設・追記
15. 適用法令	労働安全衛生法(令和XX年以降)	(記載なし)	(法改正に伴い)追記
16. その他情報	改訂履歴	(記載なし)	令和5年施行/化管法、及び令和6年施行/安衛法の対応済である旨を明記

※ 令和7年または令和8年施行の化学物質情報がすでに公表されている場合、その情報が「15. 適用法令」に一部含まれます。

※ 以前提供した SDS がお手元にある方は、今回行う情報提供/SDS に基づき、適宜、事業場内リスクアセスメントを実施してください。

2. 表示義務/製品への表示(外箱及び容器に危険有害性情報ラベルを貼付)

表示に関し1か年の経過措置が設けられていることから、令和7年3月末までに順次貼付を完了します。

表示の準備できたものから、在庫品がなくなり次第、情報を更新したラベルが貼付され、国内流通します。

※ 使用者/作業場内において、購入後に小分け等する場合、小分け容器にも表示をすることが求められています。詳しくは JIS 7253「5.3 作業場内の表示による情報伝達方法」等を参照してください。

以上

【製品に関する問い合わせ先(フリーダイヤル)】

臨床・医療分野の方:0120-265-034

産業分野の方:0120-022-328

受付時間:月曜～金曜(祝祭日を除く)9:00～17:30

ピオメリュー・ジャパン株式会社